

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたまシティスタット基盤運用支援・保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年3月6日
契約の相手方名	株式会社エーティーエルシステムズ
契約金額	4,620,000円
随意契約によること とした理由	<p>業務内容は未知の障害に対する復旧対応、年度切替処理などの定例保守、セルフサービスBI運用に係る質問対応、運用改善のための見直し適用作業などとなっており、これらの業務は、基盤の仕様、採用しているソフトウェア、処理プログラムに関する詳細な情報及び、対応するための知識を有している必要がある。</p> <p>このため、本業務は基盤の構築業者でしか履行出来ないものであるため、当該業者と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市ぴったり連携及び基幹系プロキシ運用保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月17日
契約の相手方名	ネットワンシステムズ株式会社 本社
契約金額	1,801,184円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、既存契約である「さいたま市情報通信基盤WAN機器賃貸借(H30更新分)」にて導入済みの内部ファイアウォールやロードバランサー、仮想基盤を流用し、令和3年9月30日付け総行情第155号にて総務省より通知のあった「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」に記載の連携サーバ、及び基幹系端末から埼玉県汎用電子申請サービスを利用する際に接続する基幹系プロキシサーバの運用管理・保守等の業務を行うものである。</p> <p>したがって、既存ネットワーク保守業者であるネットワンシステムズ株式会社以外の者に履行させると、既存のネットワーク運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市公共施設予約システム運用業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	22,410,036円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、平成27年1月よりASPで稼働している「さいたま市公共施設予約システム」が安定的かつ継続的に情報発信が行えるよう、本システムに関する運用管理・保守等の業務を行うものである。</p> <p>本業務は、当該クラウド型システムの運用管理・保守等を一括して行っており、「さいたま市公共施設予約システム」の詳細な情報及びソフトウェアの著作権を有しているサービス提供者以外には実施できないものである。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定に基づき、富士通Japan株式会社埼玉支社を相手方とし随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市二要素認証システム保守業務
履行場所	さいたま市さいたま市データセンター 外
契約締結日	令和5年3月24日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	3,116,300円
随意契約によること とした理由	<p>二要素認証システムは、基幹業務を行う端末の起動に関わるシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに間接的に影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務は、本システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的としている。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などとなっている。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者でしか作業が出来ないものである。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により富士通Japan株式会社埼玉支社を相手方とし、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市基幹系端末ウイルス対策ソフト入替対応業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年3月14日
契約の相手方名	ミツイワ株式会社 関東営業部
契約金額	2,750,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、「さいたま市基幹系端末賃貸借」で賃貸借している端末に対してソフトウェアのアンインストール及びインストールを行うものである。 端末の管理者権限を有し、同賃貸借で端末の保守を執り行っているミツイワ株式会社関東営業部以外には実施できないものである。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、同社を相手方とし、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市コラボレーションシステム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東日本営業第2部
契約金額	14,025,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、電子メール、電子掲示板、スケジュール管理等の利用のために用いられているコラボレーションシステムの安定稼働を確保するため、未知の障害に対する復旧対応、運用改善のための個別作業や各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成を行うものである。</p> <p>これらの作業はシステム構築業者であり、システム内容を熟知し技術・経験を有する伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東日本営業第2部以外には実施できないものであるため、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市財務会計システム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契約金額	12,338,475円
随意契約によること とした理由	<p>財務会計システムは予算、歳入歳出、契約等、市の財務関連業務に必要不可欠なシステムであり、システム障害発生時には市の財政運営に影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などとしている。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である日立製作所北関東支店の作業が必要であることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市統合型地理情報システム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	国際航業株式会社 埼玉支店
契約金額	11,825,000円
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市庁内各部署が整備、保有する地図データの共用をもって業務効率の向上を図り、また地図データの一部を市民へ公開することによって行政サービスの向上を図ることを目的とした統合型地理情報システムの保守を行うものである。</p> <p>本業務の内容は、搭載データの更新、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し、各種作業を行なった場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などとなっている。</p> <p>これらの作業はシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である国際航業株式会社埼玉支店でなければ実施できないものであることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>



## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市国民健康保険システム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	株式会社アイネス 公共営業部
契約金額	51,018,000円
随意契約によること とした理由	<p>国民健康保険システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務は、システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的としている。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などとしている。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である株式会社アイネス東日本営業部の作業が必要であることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】</b>地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市住民記録系システム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	34,364,000円
随意契約によること とした理由	<p>住民記録系システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務は、システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的としている。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などとなっている。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉支社でしか作業が出来ないものであることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】</b>地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市税システム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	123,827,000円
随意契約によること とした理由	<p>税システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務は、システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的としている。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などとなっている。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉支社でしか作業が出来ないものであることから、当該相手方と随意契約を締結した。」</p> <p>【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市国民年金システム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	9,438,000円
随意契約によること とした理由	<p>国民年金システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務は、システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的としている。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などとしている。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉支社でしか作業ができないものであることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市統合基盤システム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	34,683,000円
随意契約によること とした理由	<p>統合基盤システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務は、システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的としている。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉支社でしか作業が出来ないものであることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】</b>地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市戸籍システム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	8,272,000円
随意契約によること とした理由	<p>戸籍システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務は、システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的としている。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などとなっている。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉支社でしか作業が出来ないものであることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市公開型地理情報システム運用業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	国際航業株式会社 埼玉支店
契約金額	1,551,000円
随意契約によること とした理由	<p>市民向けのサービスにてASPを導入している「さいたま市公開型地理情報システム」にて安定的かつ継続的に情報発信が行えるよう、本システムに関する運用管理・保守等の業務を行うものである。</p> <p>本業務は、当該クラウド型システムの運用管理・保守等を一括して行っており、「さいたま市公開型地理情報システム」の詳細な情報及びソフトウェアの著作権を有しているサービス提供者である国際航業株式会社埼玉支店以外には実施できないものであることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市住民基本台帳ネットワークシステム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	14,927,000円
随意契約によること とした理由	<p>住民基本台帳ネットワークシステムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務は、システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的としている。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などとなっている。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉支社でしか作業が出来ないものであることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>



## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市申請管理システム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	9,300,500円
随意契約によること とした理由	<p>申請管理システムは市民サービスに直結している基幹業務のシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに直接影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務は、システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的としている。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などとなっている。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉支社でしか作業が出来ないものであることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市インシデント管理システム保守業務
履行場所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	6,655,000円
随意契約によること とした理由	<p>当市の各種システムのインシデントを管理するシステムであり、システム障害発生時には市民サービスに間接的に影響を及ぼすシステムである。</p> <p>本業務は、インシデント管理システムの安定稼働を確保し、各業務システムのサービスレベルの低下を防ぐことを目的としている。</p> <p>本業務の内容は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウイルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。</p> <p>このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉支社でしか作業が出来ないものであることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市庁内情報共有学習システム運用業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	AGS株式会社
契約金額	2,996,400円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、「さいたま市庁内情報共有学習システム」にて安定的に本市の職員の育成及び情報共有等を図れるよう、本システムに関する運用管理・保守等の業務を行うものである。</p> <p>本業務は、当該クラウド型システムの運用管理・保守等を一括して行っており、「さいたま市庁内情報共有学習システム」の詳細な情報及びソフトウェアの著作権を有しているサービス提供者以外には実施できないため、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市マイナンバーカード申請支援事務
履行場所	さいたま市内99局の郵便局
契約締結日	令和5年3月16日
契約の相手方名	日本郵便株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 2,512,440円 初期導入費20,000円/1局 固定費1,000円/1局 外1種類
随意契約によること とした理由	<p>「さいたま市と日本郵便株式会社とのマイナンバーカード交付申請支援に向けた連携と協力に関する協定書」により実施する業務であることから、当該業務の委託先は、協定締結の相手方である日本郵便株式会社に限定されるため、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部未来都市推進部
件名	地下鉄7号線延伸線整備計画に伴う調査業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年1月18日
契約の相手方名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東京支社
契約金額	2,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は地下鉄7号線延伸線整備計画に伴う調査業務として、概略設備計画を調査する業務である。</p> <p>契約の相手方は、延伸事業の補助スキームとして最も適した都市鉄道等利便増進法を適用するにあたり、事業採択における認定を受けるための技術的知見を持ち、鉄道整備事業を行える団体であり、都市鉄道等利便増進法に基づく路線として唯一の整備主体であることから、事業化へ向けた国との事前協議や申請手続きを前提にした調査ができる。</p> <p>以上により、本業務の目的達成には複数の要因があり、これらの条件を包含的に満たし、業務を遂行できるのは1者しかいないため、特命随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部未来都市推進部
件名	美園タウンマネジメント協会運営業務委託
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	一般社団法人美園タウンマネジメント
契約金額	38,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>当該相手方は当該業務の目的を適切かつ効率的に達成するため、次に掲げる事由から、「美園タウンマネジメント協会(以下、協会という)」の事務局運営業務と、協会の活動拠点及び情報発信、市民参画の窓口の運営等を併せて行うことができる唯一の団体である。</p> <p>(1) 当該法人は、「公民+学」の連携による美園地区等のタウンマネジメントを実践するために設立された非営利型の一般社団法人であり、利益の追求を目的とはせず、美園地区等の魅力を高め、地域の価値(ブランド力)を高めるとともに、その成果を市内外へと発信するなど、公益に寄与する団体である。また、利益の追求を目的としないことから、事業で得た収益はまちに還元することを目指している団体である。</p> <p>(2) 当該法人は、「協会」の一員でもあり、協会の取組を熟知し、かつ、実践活動業務に必要な信用、技術、経験等を有し、設立時から継続して「協会」の運営に必要な関係団体との連携、実施体制を構築している。また、「協会」事業への相談窓口として、美園地区及び周辺におけるステークホルダーのハブとなっている。</p> <p>(3) 当該法人は、美園地区の特色や課題等の実情を十分に把握しながら、地域と連携した活動に取り組んでおり、美園地区において、唯一認定された都市再生推進法人であり、協会と連携したまちづくりを、より円滑に進めることが期待される。また、情報共通基盤を活用した事業主体として、要配慮個人情報を含むパーソナルデータを収集した実績がある。</p> <p>以上により、随意契約の方法により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>